

建築工事、機械設備工事における公契連モデルの取扱いについて

○建築工事における取扱は次のとおり。

- ・直接工事費は「直接工事費」－「現場管理費相当額」
- ・現場管理費は「現場管理費」＋「現場管理費相当額」

「現場管理費相当額」については以下のとおり。

- ・建築物の解体工事および昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事の場合

$$\text{現場管理費相当額} = \text{直接工事費} \times 20\%$$

- ・上記を除く建築工事、建築電気設備工事および建築機械設備工事の場合

$$\text{現場管理費相当額} = \text{直接工事費} \times 10\%$$

○機械設備工事における取扱は次のとおり。

- ・直接工事費は「直接製作費」、「直接工事費」の合計額
- ・共通仮設費は「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額
- ・現場管理費は「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額